

## 中国＜出口管制法＞草案…＜8団体意見書＞の3つの謎

第一輸出管理事務所 米満啓

昨年6月にパブリックコメントが募集された＜出口管制法＞草案に対して12月1日付で我が国産業界8団体\*から意見書が提出されました。

([http://www.cistec.or.jp/service/china\\_law/171201-01-j.pdf](http://www.cistec.or.jp/service/china_law/171201-01-j.pdf))

早速私も読んでみたのですが、私の学力ではどうにも理解が及ばぬところが数箇所あります。恥を忍んで（それとも「恥ずかしげもなく」？）ここに公開することに致します。

### 1. 「再輸出規制」について

#### ＜意見書＞5～6頁より抜粋

草案では、中国原産のデミニミス・ルール以外に、その原産性を問わず、輸出先国からの再輸出を許可対象にしているように見えます。しかし、それでは、日米欧等の諸外国から輸入した（すなわち中国原産ではない）部品、素材を使用して製造した製品を中国から輸出した相手国から、第三国に輸出する場合まで中国政府の許可対象になってしまいます。

このような規制は米国でも採用されていませんし、もし導入されるのであれば、外資企業や中国企業によって活発に行われている加工貿易が大きく阻害されてしまいます。

一般論として、たとえ原材料が100%輸入品であっても日本で加工した完成品は **made in Japan** であり、中国で加工した完成品は **made in China** であろうと思います。（ジェトロは「実質加工基準」と呼んでいるようです）勿論、単に輸入材料を現地で小分けにパッキングしただけならば「実質加工」には当たりませんが。

私には「実質加工の **made in China** 品」を「輸出規制上も中国原産品として扱う」ことに特段の問題があるように思えません。これが「第1の謎」です。すなわち

#### ◆第1の謎

- ・中国での実質加工品は **made in China** ではないのか？
- ・米国ではそのような「100%輸入の材料を米国で加工した製品」の原産地を材料産出国と扱っているのか？（**made in USA** としているのではないか？）
- ・そもそも人件費の高い米国で、そのような加工貿易パターンが想定されているのか？
- ・中国で加工だけするような労働集約的製品であっても（中国の）リスト規制品が存在することを想定して再考要請したのか？
- ・中国材料を併せて使用する現地加工品についても「中国原産」扱い不可と考えるのか？

\* 「8団体」の内訳

安全保障貿易情報センター（CISTEC）、日本機械輸出組合（JMC）、日本貿易会（JFTC）、電子情報技術産業協会（JEITA）、ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）  
日本化学品輸出入協会（JCEIA） …以上6団体が発信者  
日本経済団体連合会 日本商工会議所…経団連と商工会議所の2つは「賛同団体」

## 2. 「見なし輸出規制」について (1)

### <意見書>6 頁より抜粋

中国国内の外国企業、外国人(外国籍者)に対する物資、技術、役務の提供を許可制にする という広汎な「見なし輸出規制」条項もまた、中国国内での外資企業の活動に大きな制約を課すことになるのではないかと懸念をもたらしています。

<管制法>草案第3条(次頁参照)では対象を「提供管制物項的行為」(規制品目を提供する行為)と述べています。米国制度との比較から、「規制品目」に(「技術」だけでなく)「物資」が含まれることには私も大いに違和感を抱いております。しかし中国で「役務の提供が規制対象」という理解はしておりません。(受け手所在地が中国内である「見なし」輸出の場合も、中国外である「普通の」輸出の場合も) そこで「第2の謎」です。

### ◆第2の謎

- ・中国で「役務」が「規制品目」に含まれるという見解の基礎は何か?  
(特別な背景情報を持っているのか?)

## 3. 「見なし輸出規制」について (2)

### <意見書>6 頁より抜粋

さらに、世界では、国内の外国企業への提供を規制している国はありません。すなわち、何らかの規制がある日米欧では、国内の外資企業は国内法人として位置づけられるため、これに対する提供規制はなく、国内での企業活動に大きな影響を与えるものとはなっていません。

中国の草案における見なし輸出規制の場合、国内の「外国企業」の中に、合弁企業や独資企業等の外資企業全般が含まれ、更に、企業内の外国人社員との技術的やり取りまで含めて規制対象となり、加えて、技術に留まらず物資、役務の提供までが対象となるのだとすれば、世界に例のない異質の制度となってしまいます。

### <意見書>7 頁より抜粋

外資企業といえども、中国の国内法に基づいて設立された企業なのでから、日米欧での扱いと同様に、これは中国法人として位置づけることが適当と思われます。

率直に言って、このくだりにはビックリしました。私は外資系在華法人(たとえば豊田汽車(中国)投資有限公司や上海VW汽車有限公司)は当然に中国法人と扱われると理解していたからです。

そもそも「見なし輸出規制」の対象は、「中国の公民・法人・組織」から「外国の公民・法人・組織」への提供行為でした。( <管制法>草案第3条…次頁参照) 従ってもし外資系在華法人が「外国の法人」とされるのであれば、「当該法人から外国籍出向社員への提供」は最初から規制対象外となる筈です。一体何を憂う必要があるのでしょうか?

裏を返せば、<意見書>が「当該法人から外国籍出向社員への提供」への規制を心配しているのは、「外資系在華法人は中国の法人」を前提してのことと考えるしかありません。

原文	拙訳
<p><b>第三条【出口管制 两用物項 軍品 核的定義】</b>  <b>出口管制</b> 本法所称出口管制，是国家对从中华人民共和国境内向境外转移管制物項，以及<u>中华人民共和国公民、法人及其他组织向外国公民、法人及其他组织提供管制物項的行为</u>，采取禁止或限制性措施。</p>	<p><b>第3条 【輸出管理、デュアルユース品、軍用品、核の定義】</b>  <b>輸出管理</b> 本法でいう輸出管理とは、中国国境内から国境外へ規制品目を移転することと、<u>中国の公民・法人及びその他組織が外国の公民・法人及びその他組織へ規制品目を提供する行為</u>に対して、中国政府が禁止や制限的措置をかけることを指す。</p>

なお「見なし輸出規制」については、Bloomberg BNA 解説も次のように懸念を述べています。[\(https://www.bna.com/us-companies-brace-n73014462921/\)](https://www.bna.com/us-companies-brace-n73014462921/)

‘Deemed Exports’

However, potentially the most hazardous part of the new legislation, he said, is its reference to “deemed exports.”

Exports, re-exports (that originated in China), transit goods (goods that didn’t originate in China but are passing through its territory), and deemed exports are all subject to the law. Deemed exports include sharing technology or information from inside China with the outside world that could be regarded as breaking export laws, according to Ren, and that could affect U.S. companies with subsidiaries in China communicating research and other information between locations.

Subsidiaries in China will need to be “cautious” when “sharing technology or information with colleagues or a parent company abroad by email or by some other electronic transmission,” he said, and this may cause U.S. companies to consider carefully whether they open facilities in China.

下線部の「between locations」とは「中国内の拠点間」ではなく「他の地域の拠点との」を意味するものと思います。その理解の上でのことですが、上記が、在華法人と他の国の拠点とのコミュニケーションが規制対象になることを想定しているのは、「在華法人は inside China の存在である」という認識あればこそでしょう。私にはこの Bloomberg 解説の方がまともな認識のように思われます。

というわけで「第3の謎」です。

◆第3の謎

- ・外資系在華法人が「中国の法人」扱いでないとする理由は何か？
- ・「当該法人から外国籍出向社員への提供」への規制適用を懸念する理由は、当該法人を「中国の法人」と認識しているからではないのか？ 8団体の認識はどちらなのか？

#### 4. もし謎が解けなかったら

仮に本稿で提起した3つの謎に満足な解が得られないとしたら、＜意見書＞は欠陥品ということになります。

しかし日本を代表する錚々たる8団体が、欠陥品の＜意見書＞で隣国にクレームをつけていたなどということがありうるのでしょうか？

私が勘違いしてヘンな問題提起をしていたという可能性の方が大きいのではないか？  
年明けから落ち着かない気持ちでおります。